

自衛隊が、その任務を遂行するためには、隊員の健康を適切に管理し、部隊の壮健性を維持していくことが必要である。また、各種事態に対応する隊員の生命を最大限に守れるよう衛生機能の充実・強化に不断に取り組んでいくことが重要である。

加えて、自衛隊の任務が多様化・国際化する中で、

災害派遣や国際平和協力活動における衛生支援や医療分野における能力構築支援など様々な衛生活動のニーズに適確に 대응していくことが重要である。

このため、防衛省・自衛隊としては、各種事態や国内外における多様な任務を適切に遂行できるよう衛生に関する機能の充実・強化を図っている。

1 シームレスな医療・後送態勢の強化

1 各種事態における衛生機能の強化

中期防は、各種事態に対応するため、統合運用の観点も含め、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化を図ることとしている。

具体的には、隊員の生命を最大限守ることを目的として、第一線において負傷した隊員に対し、「第一線救護衛生員¹」が救急救命処置を行うとともに、野外手術システム²などを備えた医療拠点において、ダメージコントロール手術 (DCS)³を行った後、最終後送先である自衛隊病院などに安全かつ迅速に後送し、根治治療を行うまでの一連の医療・後送を間隙なく実施するための衛生機能の充実を図ることとしている。加えて、これらの実施に必要なDCS及び術後の患者管理や後送中の患者の全身管理など

に必要な資器材の整備、装甲化した救急車の導入に向けた所要の整備を行うこととしている。

この際、平素からの自衛隊の衛生運用にかかる統制・調整を行うため、統幕の組織強化を図る方針としている。

2 南西地域における衛生機能の強化

中期防は、シームレスな医療・後送態勢の強化にあたっては、広大な海域と多数の離島を抱えるわが国の地理的特性などを踏まえ、特に南西地域における衛生機能の強化を重視することとしている。具体的には、南西地域における医療拠点の保持要領や後送要領などのほか、沖縄本島や島嶼部における衛生資材などの備蓄態勢の整備を図ることとしている。

2 自衛隊病院の拠点化・高機能化

自衛隊病院は、各種事態においては、活動地域から後送された隊員などを収容・治療する病院としての役割を果たし、また、平素においては、隊員やその家

族などの診療を行う病院としての役割を果たしている。このほか、医療従事者の技量の維持・向上及び養成のための教育機関としての役割も有している。

- 1 第一線救護衛生員とは、准看護師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第6条に規定する准看護師をいう。）の免許を有し、かつ、救急救命士（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士をいう。）の免許を有する隊員のうち、緊急救命行為に関する訓令（平成28年防衛省訓令第60号）第4条に規定する協議会が認定した訓練課程を修了した者をいう。
- 2 手術に必要な4機能をシェルター化し、大型トラックに搭載（手術車、手術準備車、滅菌車・補給車）した動く手術室。開胸、開腹、開頭術など救命のための手術が可能
- 3 損傷した内臓に対するガーゼ圧迫留置、縫合などによる止血と腸管内容物による汚染を防止するための応急的な手術であり、患者の状態を後送に耐え得るレベルまで安定化させることを目的としている。

防衛大綱及び中期防は、自衛隊病院の拠点化・高機能化については、2022年3月に最終後送病院までの搬送の拠点としての機能も担うこととなる自衛隊入間病院を開院したところであるが、引き続き、人材と医療資源を集中し、一般的な診療に加え、感染症対応、銃創などの外傷あるいはNBC兵器による攻撃などによる負傷者に対しても一定程度の診療能力を有する後送病院としての対応能力の向上を図

り、効率的かつ質の高い医療体制の確立を図ることとしている。これまで、地域医療においては、一部の自衛隊病院が地方公共団体の二次救急医療機関の指定を受けて、救急患者の受入れを積極的に行うなど、医療の高度化を進めてきた。特に自衛隊中央病院においては、年間約5千台（2021年実績）の救急車の受入れを行った。

3 新型コロナウイルス感染症対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた防衛省・自衛隊の取組として、自衛隊病院や防衛医科大学校病院においては、2020年2月1日から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている。これまでに自衛隊中央病院のほか札幌、大湊、三沢、仙台、舞鶴、入間、横須賀、富士、阪神、呉、福岡、佐世保、熊本、別府、那覇の各自衛隊地区病院及び防衛医科大学校病院において、3,553名の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた（2022年3月31日17時時点）。特に自衛隊中央病院及び防衛医科大学校病院は、各々東京都、埼玉県から第一種感染症指定医療機関⁴（厚生労働大臣の定める基準に適合し、一類感染症⁵に対応できる陰圧室などを兼ね備えた病床を各々2床保有）の指定を受けており、患

者数の増加に対応し患者の受入れを一般病床まで拡大した。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を加速するため、自衛隊は、2021年5月24日から11月30日までの間、東京及び大阪において自衛隊大規模接種センターを設置・運営し、延べ196万回のワクチン接種を実施した。また、オミクロン株の流行拡大に対応するため、2022年1月31日に東京、同年2月7日、大阪に大規模接種会場を設置し、3回目のワクチン接種を開始した。

防衛省・自衛隊においては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた取組における教訓事項を活かし、令和3（2021）年度補正予算において、訓練時などのPCR検査にかかる費用、PCR検



大規模接種センターにおけるワクチン接種準備の様子（2021年9月）



大規模接種センターにおけるワクチン接種の様子（2021年9月）

4 第一種感染症指定医療機関とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条）
 5 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条）

査装置等の医療用器材の整備などを実施し、衛生機能のさらなる強化を図っている。

このほか、自衛隊中央病院及び防衛医科大学校病院は、感染症対応にかかる訓練を実施している。例えば、自衛隊中央病院は、定期的に、一類感染症感染者が発生したとの想定に基づき、感染症患者受入訓練を実施し、患者発生時の関係機関との連携要領の確立を図っている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた活動においても、本訓練の経験が活かされた。

また、自衛隊中央病院では2020年9月、大規模

スポーツイベント開催中に発生した同時多発テロを想定し、陸自東部方面隊や陸自衛生学校のほか、世田谷区医師会、日本DMAT、警視庁や東京消防庁などの参加を得て、大量傷者受入訓練を実施した。このほか、同年11月には、感染症患者受入訓練を実施し、新型コロナウイルス感染症の流行下における新型インフルエンザ患者の受入れ要領を確認するなど、関係機関との連携強化や災害拠点病院に準じた医療機関としての能力向上を図っている。

 参照 II部4章2節1項(防衛関係費の概要)

4 防衛医科大学校の機能強化

防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官(医官)、保健師及び看護師である幹部自衛官(看護官)や技官を養成する防衛省・自衛隊の唯一の機関であり、主たる医療従事者を育成・輩出し、その技能を維持・向上させる役割を担っている。

このような中、防衛大綱及び中期防において、防衛医科大学校は、その運営改善及び研究機能の強化を進め、優秀な人材の確保に努めることとしている。

具体的には、優秀な医官や看護官を養成するための組織体制の強化や他の一般大学病院と同等以上に

質の高い医療を提供するための態勢の整備を行うこととしている。また、同校の防衛医学研究センターにおける研究機能や各自衛隊の衛生部門との連携を強化することとしている。これらの取組により、同校の教育・研究態勢の一層の充実を図ることとしている。

防衛医学研究センターでは、平成27(2015)年度から防衛医学の専門的知見を活かした防衛医学先端研究を開始しており、爆傷・衝撃波損傷研究など自衛隊の部隊運用に資する研究を行っている。

5 医官・看護官などの確保・育成

任務の多様化に伴い、医官など衛生部門に携わる者に求められる能力が高まっている中、医官の充足率は年々改善傾向にあるものの、9割程度の状況である。この要因は、医官の離職であり、その主な理由の一つとして「医師としての研修・診療機会の不足」があげられる。防衛省・自衛隊では、防衛医科大学校を中心とした卒後の臨床教育の充実や、医官の診療機会を確保するための各種取組の促進、感染症や救急医療をはじめとした専門的な知識・能力の

取得・向上、モチベーションの向上など、離職を防止するための様々なキャリアを想定した各種施策を継続して講じることで医官の充足向上を図りつつ、医療技術の練度を維持・向上させている。中期防においては、医官の充足向上を引き続き図るほか、今後増大が見込まれる任務所要に対応できるよう、医師である予備自衛官の任用を一層推進することとしている。

また、看護官についても、医官と同様、部内外病



動画：防衛医科大学生の生活

URL：https://youtu.be/dgZ8FQo_jq0

院などにおける実習など、知識・技術を維持・向上するための施策を講じている。

さらに、国際平和協力活動、大規模災害などを含む多様な任務や特殊な環境での任務を遂行するた

め、衛生科隊員及び診療放射線技師、臨床検査技師や救急救命士などの医療従事者を自衛隊の病院や学校などにおいて教育・養成している。

6 戦傷医療対処能力の向上

防衛省・自衛隊は、第一線の救護、ダメージコントロール手術、後送にかかる能力の向上を図るため、米軍などにおける取組を調査し、適確な救命のための検討を進め、戦傷医療対処能力の向上を含む教育訓練・研究の充実・強化を図っている。

第一線救護にかかる能力の向上については、准看護師かつ救急救命士の免許を有する隊員が、任務遂行中に負傷した隊員に対し、負傷した現場付近において緊急救命行為⁶を実施できるようにするため、平成29(2017)年度から当該免許を有する隊員に対して、必要な知識・技能を身につけさせるための教育・訓練を実施している。また、この教育訓練課程を修了した隊員を第一線救護衛生員として指定

し、部隊へ配置するとともに、令和元(2019)年度から第一線救護衛生員に対して、救護処置に必要な知識・技能を維持するための教育・訓練を開始した。

さらに、中期防に基づき、陸上における第一線救護を含む戦傷医療に加えて、艦艇又は航空機上での戦傷医療など、各自衛隊の部隊や装備の特性に応じた教育訓練の充実を図るとともに、航空医療搬送訓練装置の整備、救急処置能力向上教材の整備などを推進している。また、戦傷医療教育に必要な各自衛隊共通の衛生訓練基盤の整備を推進することとしている。

7 国際協力に必要な態勢の整備

防衛省・自衛隊は、これまで、国連三角パートナーシップ・プログラム(UNTPP)の枠組みにおける国連野外衛生救護補助員コースへの教官派遣United Nations Triangular Partnership Programme(UNFMAC)、国際緊急援助活動として海外被災地での医療提供などに参加しているほか、インド太平洋地域を中心とする国々に対し、潜水医学、航空医学、災害医療など医療分野での能力構築支援や共同訓練を積極的に行っている。

また、2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱への対応などを踏まえ、国際的に脅威となる感染症対策について、防衛省・自衛隊は、海外での活動

に資するための専門性を有する人材の養成や、防衛医科大学校などを含めた態勢の整備を加速し、感染症対応能力の向上のための各種取組を行っている。

具体的には、感染症対応能力向上のための人材育成や、感染症患者搬送用の機材整備、既知の感染症の中で最も危険性が高いとされる一類感染症の罹患患者に対する診療態勢を整備するため、部隊、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院に所要の施設器材の整備などを行うとともに、2017年4月に自衛隊中央病院、2019年3月には防衛医科大学校病院がそれぞれ第一種感染症指定医療機関の指定を受



動画：令和2年度大量傷者受入訓練
URL：<https://youtu.be/dvXUYqruh-Y>

6 負傷により気道閉塞や緊張性気胸の症状などとなった者に対する救護処置や、痛みを緩和するための鎮痛剤の投与などの処置

け、感染症対応能力の向上を図っている。

今後、海外での医療活動を行ううえで有効な移動式医療システムの更新、国際機関や米国防省などの衛生関係部局への要員派遣など、様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進していくこととしている。

そのほか、自衛隊から外国の軍隊に対し麻薬及び向精神薬に該当する医薬品の提供を行うため、2022年に所要の法改正を実施した。これにより鎮痛薬や鎮静薬といった負傷者の救命に必要な薬品の提供が迅速に実施できるようになった。